令和８年（フ）第１０８号
山口県下関市長府侍町２丁目３番21号、前住所山口県下関市長府宮の内町５番41号
債務者　川口　陽平
1　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１１２号
山口県下関市豊北町大字角島1218番地
債務者　前野　博己
1　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第３２号
愛媛県大洲市中村158番地２、旧住所愛媛県宇和島市高串３番耕地441番地４
債務者　岡田　京子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
松山地方裁判所大洲支部

令和８年（フ）第７８号
愛媛県西条市福武甲８番地　平岡借家６号
債務者　中村　　恵
1　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第３５号
愛媛県宇和島市寿町２丁目９番６号
債務者　米田　　司
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第３３８号
大分市六坊北町２番57号　サンライズ六坊Ｉ301
債務者　丸山　海希
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３５２号
宮崎市吉村町寺ノ下甲2290番地　コスタ吉村310号
債務者　黒木　麻由（旧姓根井）
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３６０号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄9840番地
債務者　眞子　篤志
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３７６号
宮崎市恒久６丁目15番地１　サンケイマンション第６ビル206号
債務者　築城　康正
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１２０号
宮崎県都城市早水町９号15番地　ひらたコーポ203
債務者　髙橋　成美（旧姓染山）
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和７年（フ）第４２３号
沖縄県那覇市安里３丁目17番２号
債務者　喜屋武洋樹
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２９７号
沖縄県那覇市壺川３丁目２番地４　壺川市営住宅３－610
債務者　比嘉　洋子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３４１号
沖縄県那覇市赤嶺１丁目２番地６　メゾンサンライズ306
債務者　照屋　孝光
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第７５号
岩手県一関市花泉町金沢字南町１番地３
債務者　三浦　明美
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第６５４号
東京都八王子市本町８番６号
債務者　髙嶋かおる
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２４５号
金沢市横川５丁目343番地　ＮＯＯＫ・Ｍ３・301号、従前の住所金沢市泉本町４丁目205番地６
債務者　前川　望貴
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６２号
金沢市玉鉾町イ２番地13　メゾンジェルメ102号、従前の住所金沢市神野町東20番地パルパティオＫⅡ202号
債務者　大松　育男
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
金沢地方裁判所民事部